

とちぎ広域消防局応援等実施計画

令和3年2月

とちろ広域消防局応援等実施計画 目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の事務
- 第3章 応援部隊の編成
- 第4章 応援部隊の出動
- 第5章 現場活動
- 第6章 活動終了

資料等

- 別表第1 関係機関連絡先
- 別表第2 応援部隊
- 別表第3 応援部隊携行装備品
- 別表第4 無線通信運用体制

- 別図第1 北海道広域消防相互応援協定指揮系統
- 別図第2 緊急消防援助隊北海道大隊指揮系統

- 別記様式 災害派遣活動報告書

とちぎ広域消防局応援等実施計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、北海道広域消防相互応援協定（以下「応援協定」という。）、北海道広域消防相互応援協定運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）及び緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画（以下「実施計画」という。）に規定するもののほか、とちぎ広域消防局（以下「消防局」という。）の応援等について必要な事項を定め、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 消防組織法（昭和22年法律第226号）をいう。
- (2) 応援等 法第39条に規定する応援又は第44条に規定する消防の応援等をいう。
- (3) 応援部隊 応援協定に基づく登録応援隊及び緊急消防援助隊の登録部隊のうち被災地に出動する部隊をいう。
- (4) 基本計画 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日消防震第9号）をいう。
- (5) 要請要綱 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）をいう。

第2章 応援等の事務

(応援等に関する事務)

第3 消防局消防救助課は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 応援等に係る連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 応援等可能な部隊の把握及び調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

(連絡体制)

第4 応援等に係る関係機関の連絡先は、別表第1のとおりとする。

2 連絡方法は、原則として有線電話、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。ただし、有線断絶時には、消防救急デジタル無線及び北海道総合防災行政ネットワーク等を活用するものとする。

(ブロック区分)

第5 応援等を円滑に実施するため、消防署を次の表に掲げるブロックに区分するものとする。

ブロック名	ブロックを構成する消防署
帯広ブロック	帯広消防署
北十勝ブロック	音更消防署、士幌消防署、上士幌消防署、鹿追消防署
西十勝ブロック	新得消防署、清水消防署、芽室消防署
南十勝ブロック	中札内消防署、更別消防署、大樹消防署、広尾消防署
東十勝ブロック	幕別消防署、池田消防署、豊頃消防署、浦幌消防署
池北ブロック	本別消防署、足寄消防署、陸別消防署

第3章 応援部隊の編成

(応援部隊の編成)

第6 応援協定の登録応援隊及び緊急消防援助隊の登録部隊は、別表第2のとおりとする。

2 応援部隊の編成順位は、次の表に掲げるとおりとする。

第1順位	帯広ブロック
第2順位	北十勝ブロック
第3順位	東十勝ブロック
第4順位	西十勝ブロック
第5順位	南十勝ブロック
第6順位	池北ブロック

3 応援部隊の編成は、次のとおりとする。

(1) 地区指揮隊は、隊員3人以上の消防局の職員により編成するものとし、所要の人員を確保できない場合は、消防署の職員を編入することができるものとする。

なお、指揮隊長は、消防司令長以上の階級にある職員をもって充てるものとする。

(2) 消防隊（消火小隊）は、隊員4人以上で編成するものとする。

(3) 消防隊（特殊装備小隊）は、隊員5人以上で編成するものとする。

(4) 救助隊（救助小隊）は、隊員5人以上で編成するものとする。

なお、救助隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員で編成するものとする。

(5) 救急隊（救急小隊）は、隊員3人以上で編成するものとする。

なお、救急隊は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第2条第1項に規定する隊員で編成するものとする。

(6) 支援隊（後方支援小隊）は、隊員2人以上で編成するものとする。

(7) 前5号の隊員は、出動車両を所管する消防署の職員により編成するものとし、所要の人員を確保できない場合は、他の消防署の職員を編入することができるものとする。

なお、小隊長は、消防司令補以上の階級にある職員をもって充てるものとする。

第4章 応援部隊の出動

(出動準備及び応援等可能部隊数の報告)

第7 応援等に係る出動準備及び応援等可能部隊数の報告は、次の各号に掲げる事象が発生した場合に行うものとする。

- (1) 北海道内で震度6弱以上の地震が発生した場合（札幌市は震度5強以上）
- (2) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県で震度6弱以上の地震が発生した場合（政令指定都市の場合は震度5強以上）
- (3) 基本計画第4章4に規定するアクションプランが適用される首都直下地震及び南海トラフ地震が発生した場合
- (4) 大津波警報又は噴火警報（居住地域）が発表された場合
- (5) 災害規模等から判断して応援等が予想される場合

2 前項の事象が発生した場合、応援等可能部隊数を把握し、直ちに釧路市消防本部（道東地区代表消防機関）に対して次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により報告するものとする。

- (1) 応援協定による応援等の場合 応援可能隊調査書（運用マニュアル様式第3号）
- (2) 緊急消防援助隊による応援等の場合 出動可能隊数・出動隊数の報告（要請要綱別記様式2-2）
（携行装備品）

第8 応援部隊の携行装備品は、消防局消防救助課において、釧路市消防本部（道東地区代表消防機関）と調整を図り、別表第3の中から必要に応じて選別し携行するものとする。

(一時集結場所)

第9 応援部隊出動時の一時集結場所は、原則として消防局とする。ただし、消防局長がこれによることが適当でないときはこの限りでない。

(応援部隊の出動)

第10 消防局長は、応援等の要請を受けた場合、特別な事情がない限り速やかに応援部隊を出動させるものとする。

(進出拠点等への到着)

第11 応援部隊は、被災地に進出するための目標とする拠点（一次的に集結する場所を含む。）に到着した際には消防局消防救助課に連絡するものとする。

2 応援部隊は、被害状況等により出動途上に前項の拠点及び進出ルートが変更となった場合には消防局消防救助課に連絡するものとする。

第5章 現場活動

(指揮体制)

第12 応援部隊の指揮体制は、「北海道広域消防相互応援協定指揮系統」（別図第1）及び「緊急消防援助隊北海道大隊指揮系統」（別図第2）のとおりとする。

(無線通信運用体制)

第13 応援部隊の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。

第6章 活動終了

(応援部隊の引揚)

第14 応援部隊は、広域消防応援隊長又は北海道大隊長の指示により活動を終了し、人員、車両、資機材等の異常を確認し引き揚げるものとする。

(帰署報告)

第15 応援部隊は、帰署後、消防局長へ速やかに報告するものとする。

2 消防局長は、応援部隊から帰署報告を受けた後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める機関に対して速やかに報告するものとする。

(1) 応援協定による応援等の場合 釧路市消防本部(道東地区代表消防機関)

(2) 緊急消防援助隊による応援等の場合 北海道及び札幌市消防局(後方支援本部)

(活動報告)

第16 応援部隊は、被災地における活動状況(活動場所、活動概要、時間経過等)を適宜記録し、帰署後、消防局長へ災害派遣活動報告書(別記様式)により速やかに活動報告するものとする。

2 消防局長は、応援部隊から活動報告を受けた後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める機関に対して同号に定める様式により速やかに活動報告するものとする。

(1) 応援協定による応援等の場合 要請側の消防本部、応援活動報告書(応援協定覚書様式4)

(2) 緊急消防援助隊による応援等の場合 北海道及び札幌市消防局(代表消防機関)、緊急消防援助隊活動報告書(要請要綱別記様式5-1、5-2)

附 則

この計画は、令和3年2月10日から施行する。

関係機関連絡先

1 国・北海道

機関名	連絡先		NTT回線		地域衛星通信ネットワーク ・衛星電話番号等
			電話	FAX	
総務省消防庁	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013
	夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49036(FAX)
北海道(危機対策課)	昼間	総務部危機対策局 危機対策課	011-204-5009	011-231-4314	001-210-22-575
	夜間				001-210-22-729(FAX)
北海道(防災航空室)	昼間	総務部危機対策局 危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	001-210-39-898
	夜間				001-210-39-899(FAX)

2 北海道内消防本部

機関名		連絡先		NTT回線		北海道総合行政情報 ネットワーク	
				電話	FAX		
代表	札幌市消防局	昼間	消防救助課	011-215-2060	011-271-0610	6220-3-186-2060	
		夜間	指令課	011-215-2080	011-261-9119		
地区代表	小樽市消防本部(道央)	昼間	警防課警防係	0134-22-9138	0134-22-9182	6360-3-543	
		夜間	消防指令センター	0134-22-9137	0134-22-5345		
	函館市消防本部(道西)	昼間	警防課警防係	0138-22-2146	0138-27-6199	6260-3-3996	
		夜間	消防指令センター	0138-22-2126	0138-26-3408		
	苫小牧市消防本部(道南)	昼間	警防課	0144-84-5023	0144-84-5037	6761-3-4119	
		夜間	指令課	0144-84-5048	0144-57-9435		
	旭川市消防本部(道北)	昼間	警防課	0166-33-9962	0166-33-1191	6560-3-87-811-313	
		夜間	指令課	0166-33-9961	0166-33-9905		
	釧路市消防本部(道東)	昼間	警防課	0154-23-4383	0154-22-8204	6720-3-6628	
		夜間	通信指令課	0154-22-2150	0154-23-0429		
	道東地区	北見地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0157-25-1518	0157-25-8155	6660-37-610
			夜間	通信指令室	0157-24-3311	0157-25-9400	
網走地区消防組合消防本部		昼間	消防課	0152-43-9493	0152-45-1196	6661-3-490	
		夜間	通信指令室	0152-43-2221	0152-45-1119		
紋別地区消防組合消防本部		昼間	警防課	0158-24-2111	0158-24-3632	6662-3-422	
		夜間	当直隊長	0158-23-0119	0158-24-3632		
美幌・津別広域事務組合消防本部		昼間	グループ警防担当	0152-73-1434	0152-72-0664	6665-3-499	
		夜間	通信指令室	0152-73-1211	0152-73-0911		
遠軽地区広域組合消防本部		昼間	消防課	0158-42-2050	0158-42-2184	6677-4	
		夜間	当直隊長	0158-42-2050	0158-42-2184		
斜里地区消防組合消防本部		昼間	消防本部	0152-23-3647	0152-23-2494	6667-3-180	
		夜間	消防署	0152-23-2435	0152-23-2494		
釧路北部消防事務組合消防本部		昼間	消防課	015-482-3276	015-482-1676	6725-4	
		夜間	弟子屈消防署	015-482-2073	015-482-4170		
釧路東部消防組合消防本部		昼間	警防課	0153-52-5114	0153-52-4332	6722-3-199	
		夜間	厚岸消防署	0153-52-5111	0153-52-4332		
根室市消防本部		昼間	警防課	0153-24-3163	0153-23-6211	6820-3-2499	
		夜間	警防課	0153-24-3163	0153-23-6211		
根室北部消防事務組合消防本部		昼間	警防課	0153-72-9114	0153-72-9174	6822-3-292	
		夜間	中標津消防署	0153-72-2181	0153-72-5222		

応援部隊

令和2年4月1日現在

隊種別		登録車両	車両種別	配置先
消防隊 (消火小隊)	1	帯広南タンク 1	水槽付消防ポンプ自動車	帯広消防署
	2	帯広東タンク 1	水槽付消防ポンプ自動車	帯広消防署
	3	帯広化学 2	化学消防ポンプ自動車	帯広消防署
	4	音更化学 1	化学消防ポンプ自動車	音更消防署
	5	士幌化学 1	化学消防ポンプ自動車	士幌消防署
	6	芽室タンク 1	水槽付消防ポンプ自動車	芽室消防署
	7	大樹タンク 1	水槽付消防ポンプ自動車	大樹消防署
	8	札内タンク 1	水槽付消防ポンプ自動車	幕別消防署
	9	豊頃タンク 1	水槽付消防ポンプ自動車	豊頃消防署
	10	本別化学 1	化学消防ポンプ自動車	本別消防署
	11	足寄タンク 1	水槽付消防ポンプ自動車	足寄消防署
救助隊 (救助小隊)	1	帯広救助 1	救助工作車Ⅱ型	帯広消防署
	2	音更救助 1	救助工作車Ⅱ型	音更消防署
救急隊 (救急小隊)	1	帯広救急 1	高規格救急車	帯広消防署
	2	帯広救急 3	高規格救急車	帯広消防署
	3	帯広救急 5	高規格救急車	帯広消防署
	4	音更救急 1	高規格救急車	音更消防署
	5	上士幌救急 1	高規格救急車	上士幌消防署
	6	新得救急 1	高規格救急車	新得消防署
	7	大樹救急 1	高規格救急車	大樹消防署
	8	広尾救急 1	高規格救急車	広尾消防署
	9	幕別救急 1	高規格救急車	幕別消防署
	10	陸別救急 1	高規格救急車	陸別消防署
支援隊 (後方支援小隊)	1	帯広器材 1	資機材搬送車	帯広消防署
	2	広尾器材 1	資機材搬送車	広尾消防署
地区指揮隊	1	とち指令 1	指揮車	消防局

無線通信運用体制

1 使用無線一覧

対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 市町村災害対策本部 指揮本部		地域衛星通信ネットワーク 北海道総合行政情報ネットワーク
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 緊急消防援助隊各大隊本部 緊急消防援助隊各部隊の指揮隊	統制波 1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから使用波を指定する。
道内応援隊各隊間	主運用波 4 ※北海道に割り当てられた主運用波	【無線統制】道内応援隊の代表者 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
緊急消防援助隊各隊間	主運用波○ ※都道府県ごとに指定された主運用波	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	活動波及び署活動用無線	緊急消防援助隊は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

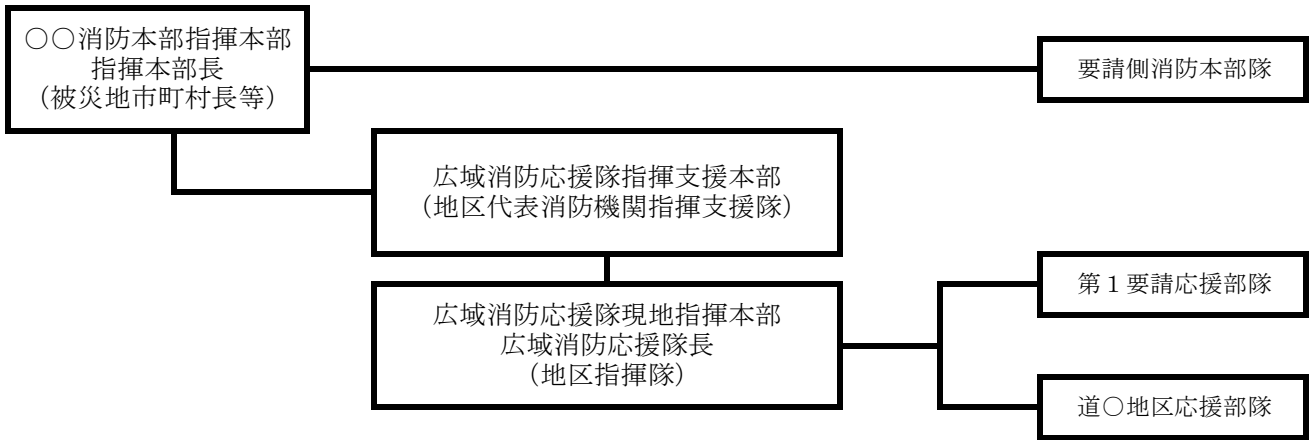
※ 通信は必要最小限にとどめるものとする。

2 とちかち広域消防局 署活動用無線周波数一覧 (実際に使用している周波数のみ記載)

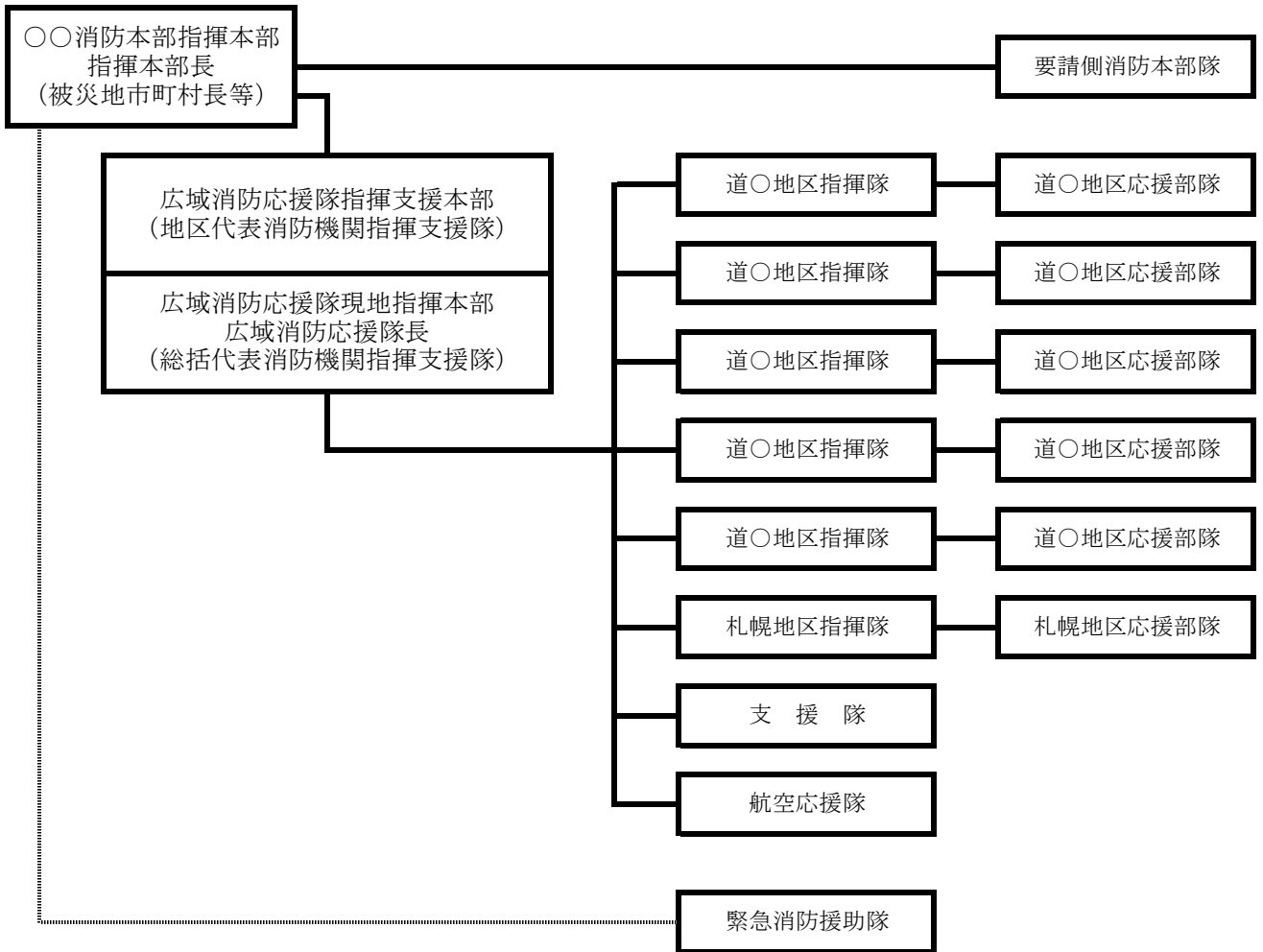
周波数名称	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
使用状況						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備考						帯広・士幌	帯広・士幌	上士幌・幕別	上士幌・幕別	音更・新得・更別・足寄	音更・新得・更別・足寄	芽室・池田	芽室・池田	鹿追・豊頃	鹿追・豊頃		

北海道広域消防相互応援協定指揮系統

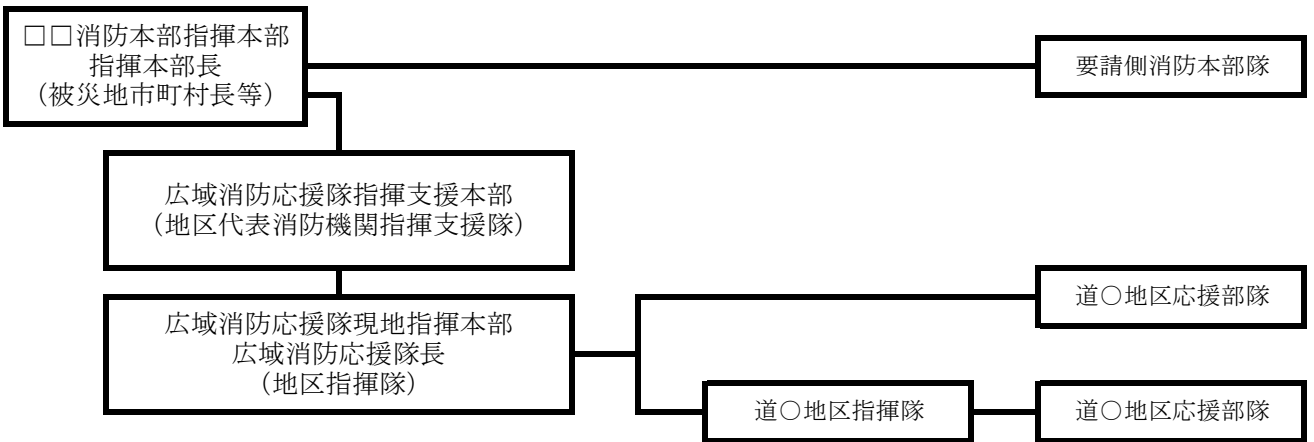
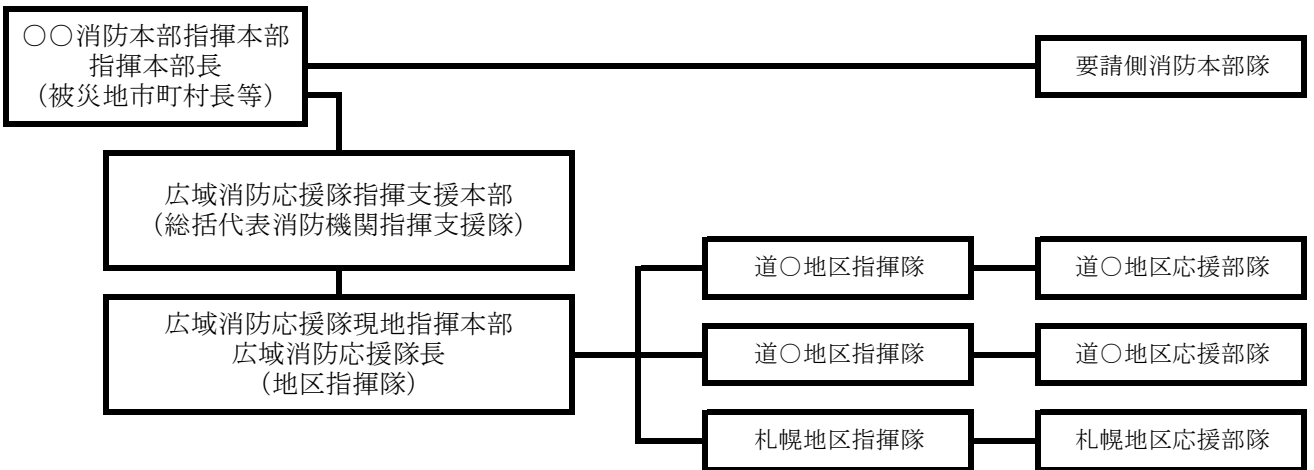
1 第 2 要請



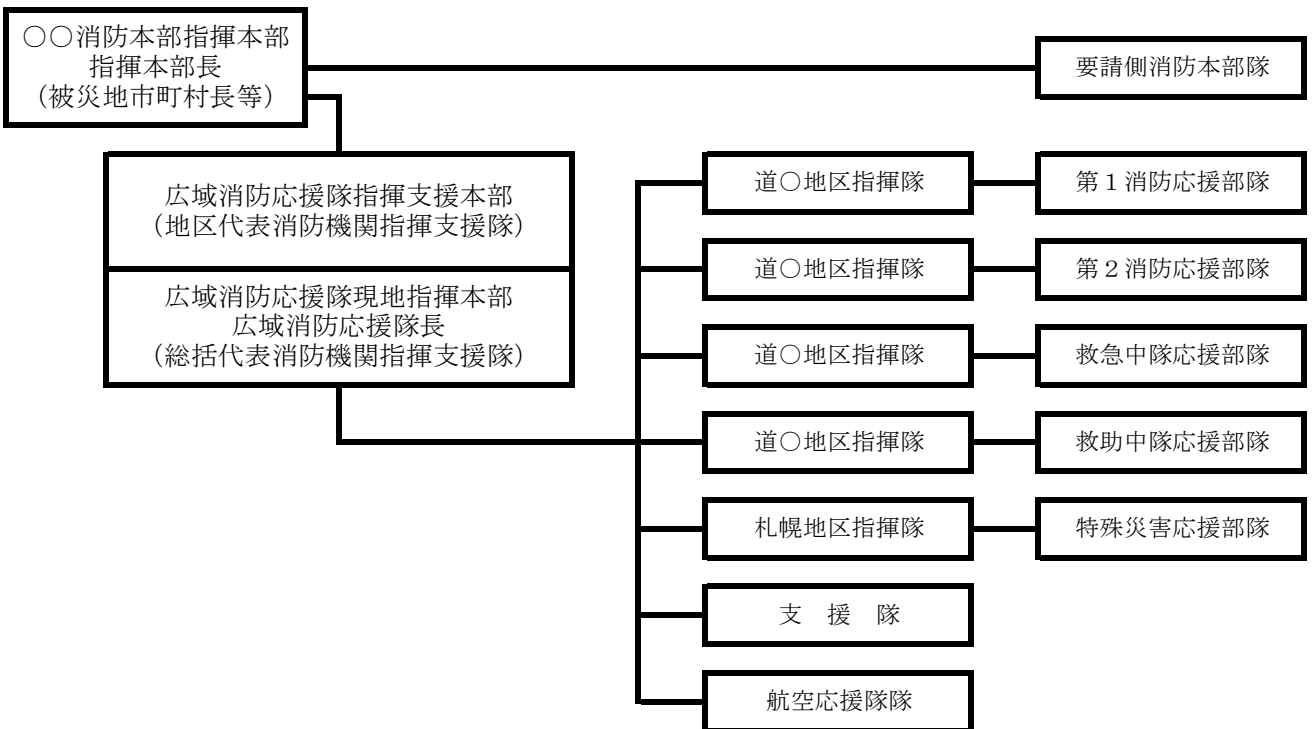
2 第 3 要請



【参考1】第3要請（複数本部での指揮体制）



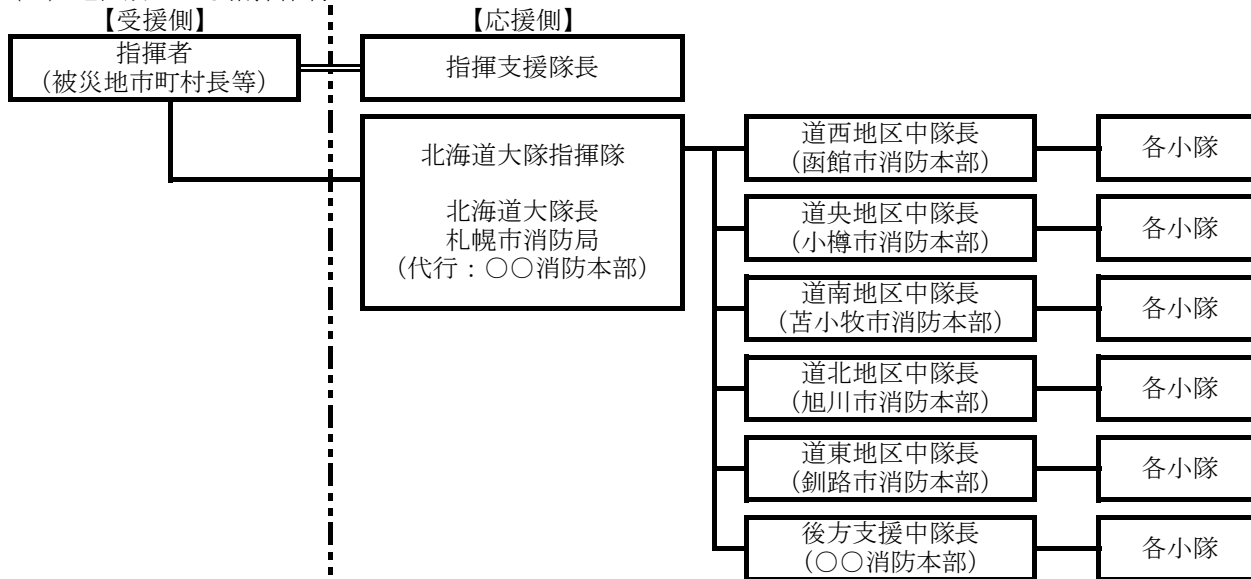
【参考2】第3要請（任務別指揮体制）



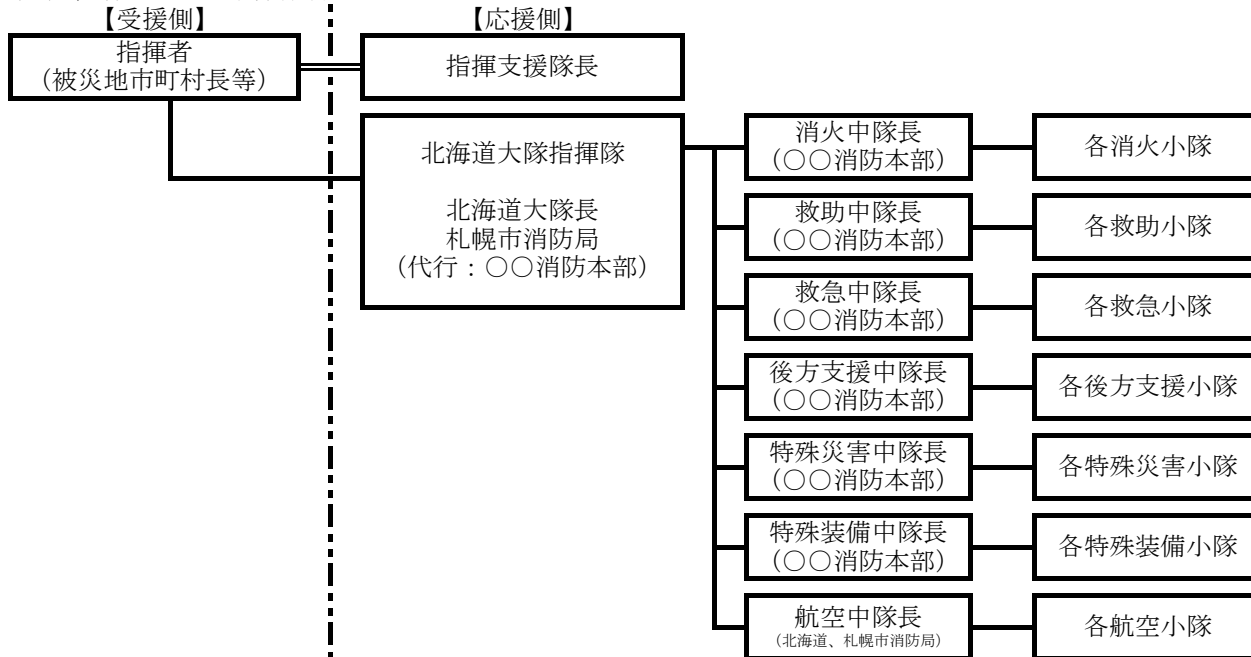
緊急消防援助隊北海道大隊指揮系統

1 地震等大規模災害

(1) 地区別による指揮体制

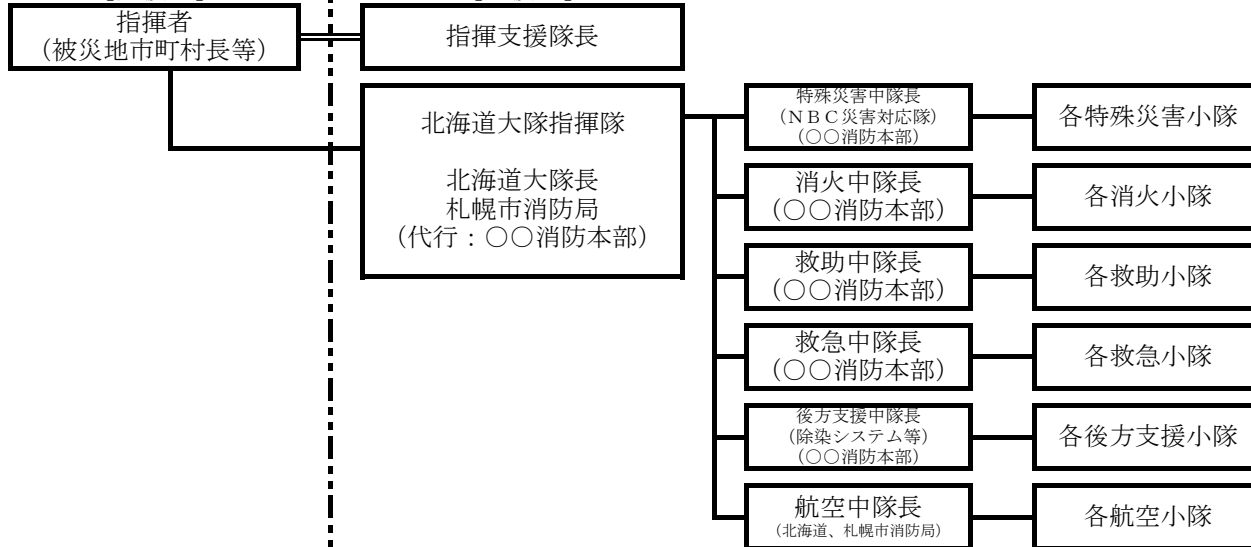


(2) 任務別による指揮体制



2 NBC災害編

【受援側】



災害派遣活動報告書

報告日	
隊名	

活動日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
出動先	都道府県		市町村名	
隊員	階級	氏名	階級	氏名

活動種別	時間	活動内容

火災出動件数		救助出動件数		救急出動件数 (うち不搬送件数)	()		
救助人員(火災)		救助人員(救助)		救急搬送人員			
生存		生存		死亡		軽症	
死亡		死亡		重症		その他	
計		計		中等症		計	

隊員の傷病状況	
車両・資機材の損傷状況	
備考	

活動に関する 奏功事例等	
活動に関する 有効資機材等	
活動に関する 困難事例等	
活動に関する 課題等	
課題等に対する 改善策等	